

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年八月四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年八月九日奈良県指令建第一一〇一―一四号

令和四年十一月八日奈良県指令建第一一〇一―一四―一号

令和五年七月二十四日奈良県指令建第一一〇一―一四―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年七月二十六日建第一〇一六四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年七月二十六日建第五八三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一四六四番一、一四六四番三、一四六四番四、一四六四番五、一四六四番六、一四六四番七、一四六四番八、一四六四番九、一四六四番一〇、一四六四番一一、一四六四番一二、一四六四番一三及び一四六四番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂六丁目五八番地一

山本工務店 代表 山本勝康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一四六四番一

下水道 生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一四六四番一及び一四六四番五の各一部

水路 生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一四六四番四及び一四六四番五

一 許可番号

令和五年五月二十九日奈良県指令建第一一〇一―一八四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年七月二十七日建第一〇一六五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡川西町大字下永二五〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀南二一七一六 グランデカーサ六〇五号

岡田雄平

磯城郡川西町大字下永四七一番地の三

岡田嘉明

一 許可番号

令和四年十二月十九日奈良県指令建第一一〇一九四号

令和五年七月十二日奈良県指令建第一一〇一九四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年七月二十七日建第一〇一六六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年七月二十七日建第五八三四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿六一番二、六六番二、七七九番一、七七九番二、七七九番三、七七九番四、七七九番五、七七九番六、七七九番七、七七九番八、七七九番九、七七九番一〇、七七九番一一、七七九番一二、七七九番一三、七七九番一四、七七九番一五、七七九番一六、七七九番一七、七七九番一八、七七九番一九、七七九番二〇、七七九番二一、七七九番二二、七七九番二三、七七九番二四、七七九番二五、七七九番二六、七七九番二七、七七九番二八、七七九番二九、七七九番三〇、七七九番三一、七七九番三二、七七九番三三、七七九番三四、七七九番三五、七七九番三六、七七九番三七、七七九番三八、七七九番三九、七七九番四〇、七七九番四一、七七九番四二、七七九番四三、七七九番四四及び七七九番四五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手六三二番地二

株式会社ティーズコーポレーション 代表取締役 竹村満

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字粟殿六一番二、六六番二及び七七九番一

公園 桜井市大字粟殿七七九番三

下水道 桜井市大字粟殿六一番二、六六番二及び七七九番一の各一部

水路 桜井市大字粟殿七七九番一